

会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和8年4月14日 開会時間・午前・午後01時27分 閉会時間・午前・午後01時59分
出席者	野口 佳宏 豊島 保夫 南谷 清司 原 一郎 藤川 貴雄 南谷 佳寛 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲罰動議について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午後 1 時 27 分】

野口委員長

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申出があれば、委員長においてこれを許可いたしたいと思います。また、会議録についても他の委員会と同様に公開いたしたいと思います。本日の審議事項は、栗津議員に対する懲罰について前回に引き続き協議します。本日の資料につきましては、お手元に配付したとおりです。

前回の委員会で、栗津議員に対し陳謝の懲罰を科すことが決まりました。本日は議場で行う陳謝の文案について協議願います。文案は事前に 6 案を配付してありますので、直ちに審議を行います。

南谷清司委員

審議に入る前にお願いがあります。

野口委員長

発言を許可します。

南谷清司委員

陳謝文の文面の審議に入る前に少しお願いがあります。前回の討議の中で議論のポイントになったのは「答弁を拒む」という文言についてで、それがきっかけで本日の審議になりました。ですが、その前提として、議案質疑における質問権、つまり質問の趣旨の詳細を確認するための質問権が認められているかいないかの確認がされていません。その確認をしないと、「答弁を拒否した」という文言の適正さが議論できないのではないかと思います。

いただいている未定稿の会議録の 3 ページから 4 ページに、今回の答弁をしなかったきっかけになる問答が書いてあります。栗津議員が安藤議員の質問に対して「今の質問は行政の立場で作成されているように思いますが、行政がよく使われる言葉ですので、難しすぎて私には質問の趣旨がよく分かりません」と発言しました。そこで議長が「今の質問に対する答弁をしてください」と言い、栗津議員が「答えが分からぬので再度聞き直しをするんや。聞き直す権利はあるやろ。」と言ったわけですが、それに対して議長は明確に「ないです。答弁だけです」と答えました。栗津議員は「分かりません。私には質問の趣旨がよく分かりませんので答弁できません」と答えました。

ということで、議長は、議案質疑では質問の趣旨を確認する反問権は認められていないという形で議事進行されたということです。ところが、栗津議員の弁明書には「質問内容の趣旨が理解できなかったため、もう一度分かりやすくお尋ねいただ

きたいという趣旨で言ったところ、認められなかったので答弁ができなかった」という趣旨のことが記載されています。ということは、議案質疑では質問の趣旨を確認する反問権が認められているという立場の弁明です。さらに、この「拒否」という言葉をもう少し柔らかい表現にするか、なしにしたほうがよいというご意見がこの委員会でもありましたが、そのご意見も、質問権が認められている、これは正当なんだという立場での意見ではなかったかと考えます。

この二つは、認められているか認められていないかという根本的なルールの問題ですので、議長の議事進行が間違っていたのか、栗津議員の弁明が間違っているのかどちらかになります。議案質疑における質問の趣旨を確認するための反問権が認められているのか認められていないのか、現時点でどちらなのかということについて、ご確認をお願いしたいと思います。この確認がないとこれからの議論が成り立ちませんので、よろしくお願いいたします。

野口委員長

議長に答えてもらえばよいですね。議長。

後藤國弘議長

反問権に関しては、理事者側が使えるものということになっております。今回の場合ですと、栗津議員は質問の趣旨が分からないので聞き直すという形、反問権ではなく聞き直すという形だと認識しております。

聞き直すということですが、事前通告がされているにも関わらず聞き直すということはありませんでしたので、答弁をしてくださいと言いました。栗津議員の場合は事前通告があって、その内容がもし分からなければ、その時点で質問者に聞き直せばよかったものを、それをせずに議場でそういうことをするというに及んだので、私はそうではなく答弁をしてくださいと答えました。事前通告なしでその場で質問した場合であれば、聞き直すということも可能かと思いますが、今回は、質問自体は事前に聞いていたから、そのように進行しました。

南谷清司委員

私は了解しました。

藤川委員

事務局に確認をしたいところですが、4月9日の委員会の際にも資料が示されておりまして、フォルダの中にあります「反問・反論」というタイトルのファイルを開きますと、「羽島市議会反問権及び反論権に関する指針」ということで、執行部の反問権、議員提案事件への質問権というような形で議会のルールがあると思います。これを見ますと、市長等のみに反問

議会事務局長	<p>権あるいは議員提案事件の質問権が示されているのですが、この資料以外に何か反問権や質問の趣旨を確認する規定はありますか。議員の質問権が認められているような規定はあるのかというお尋ねです。</p> <p>資料というのをございませませんが、反問権につきましては、羽島市議会基本条例の第7条「議論の充実」というところに、「市長等は会議等における質問等に対し議長又は委員長の許可を得て当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとします。」と定められておりまして、これに基づいてこちらの指針ができております。</p>
藤川委員	<p>条例の市長等の定義の中には、議員は含まれないということですね。</p> <p style="text-align: center;">〔「含まれません」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>ということでございまして、陳謝文が6案示されておりますが、それぞれ委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。</p>
南谷清司委員	<p>先ほど確認したところによると、議案質疑の中で質問内容の趣旨を明確にするための反問権の行使は認められていないということです。したがって、栗津議員の弁明書にある「それをやろうとしたのにさせてもらえなかったので答弁できなかった」という趣旨の弁明は、とても正当な理由とは言えません。栗津議員寄りに考えればそういうこともあるのかもしれませんが、議案質疑の事前通告制は栗津議員の発案だったような記憶もあります。その事前通告制の中では、たとえ聞き直すということであっても、通告を見て本人に確認すればできることですので、それを理由に聞き直すということも本来はあり得ません。ということであれば、正当な理由が何もない中で答弁をできなかったということになります。しかも、その正当な理由がないことについての弁明も、弁明書には書かれていません。そうであれば、やはりこれは「答弁を拒み」と表現をすべきであろうと思っております。</p> <p>それから、今回の事案は安藤議員の事案と執行部の事案と両方あるわけですが、安藤議員の事案と執行部の事案では少し様相が異なっています。執行部のほうは、質問の趣旨が分かったか分かっていないかはおっしゃっていません。執行部が質問するのは間違っているから、私は答弁する立場にないという考え方で答弁をされていません。議長は執行部に質問がありますよ</p>

花村委員	<p>と説明されたのですが、私は答弁する立場にない、だから答弁しないということでした。ここの部分についての弁明は弁明書には何も記載されていません。であれば、やはりこれも「答弁を拒み」という表現が最も適切であろうと思います。したがって、案1を支持いたします。</p> <p>私は事務局に用意していただいた第2案が私の案に最も近いので、第2案を主張いたします。「答弁を拒み」という一つ目を「質問への準備を怠り」とし、2か所目の「答弁を拒み」を削るという形での第2案となっておりますので、これを主張するものでございます。</p> <p>一般的に私どもが質問するとき、理事者側は答弁をするわけですが、今回の場合、粟津議員に対して執行部側と議員が様々な質問をいたしました。こう言うのはなんですが、粟津議員に答弁する能力がなかったというようなこともあるかと思えます。執行部側が答弁する場合は多人数で答弁に当たりますので、そういったことはないのですが、議員に対してはその能力を超えた場合、答弁することができないということは当然あり得ることであるので、案2を主張いたします。</p>
原委員	<p>私は案3を選択します。答弁を拒んだのが一つの理由で、そこで準備を怠ったと。答弁する意思があったら事前にしっかりと準備するはずです。したがって、この「質問への準備を怠り」、「また議事進行に異を唱え、答弁を拒み、円滑な議事進行を妨げ」という案3を選択します。</p>
近藤委員	<p>6つの案が出ていますが、私が一番疑問に思うのは「答弁を拒み」という言葉です。これが2か所あります。これについては、本人が色々と弁明もしておりますが、拒んだわけでもなく、本人なりの意見も述べております。したがって、当初出た第1案に対しては反対しますし、一番近いのは先ほど花村委員が言われた第2案かと思えます。</p>
南谷佳寛委員	<p>私は案1を支持します。先ほどから南谷清司委員が言っているように、色々なことがあって答弁は確かに拒んだと思えますので、両方とも「答弁を拒み」、「答弁を拒んで円滑な議事進行を妨げ」という案を支持いたします。</p>
豊島委員	<p>私も文面からすると、案2で。準備をまず怠っておられたと。弁明を読ませていただいても、答弁ができないということは読み取れました。修正案を出されたのであれば準備していかなければ</p>

藤川委員	<p>ればならないものですから、準備を怠ったと。そしてもう一つの議長の議事進行については、まさにできないということで、流れを見て読ませてもらうと、空欄ということで案2です。</p> <p>未定稿であります、会議録を見ますと、執行部の質問に対しては答える立場にないと言っています。本当は答える立場なのですが、答える立場にないという、栗津議員の勘違いだったのかもしれませんが、議会のルールを正確に認識されていなかったのかもしれませんが、答える立場にない拒んでいきますので、この点に触れないというのはいけないと考えます。したがって、ここについては確実に「答弁を拒み」という記述は必要だと考えます。</p> <p>意見が分かれるところかもしれませんが、一つ目の「事前に連絡を受けた質問への答弁を拒み」というところで、事前に連絡を受けているのであれば質問の準備をすることができたはずなのに、しなかったから怠ったという考えもあるでしょう。</p> <p>また、少し言いづらいですが、提案者としての資質や能力について、提案者である以上は、議員であっても執行部であっても、本会議に議案を提出する、修正案を提出するというのは同じ条件だと思います。したがって、答えられない質問があったということではなくて、提案者としての責任を全うするべきだと思います。</p> <p>そうした中で、色々な理由や弁明がありましたが、結果的に拒んでいることには変わりないと、会議録を読んでもそのように受け止められます。陳謝文の案としましては案1または案5、どちらかという案1のほうがふさわしいのではないかと考えます。答弁しなかったという事実は変わりませんので、事実を淡々と述べるという案5か、拒んでいることには変わりませんので「拒み」という案1ですが、私は案1を推したいと考えます。</p>
野口委員長	<p>一通りお聞きしました。案2が3名、案1が藤川委員を入れて3名ですので、何か思うところがあれば意見を言っていて構いません。</p>
南谷清司委員	<p>弁明書がありますが、これを皆様がどのくらいの重きを置いて見られるかということです。当日のやり取りは、それはそれで非常に重いものですが、弁明書は本人がどう思っているか、何を考えているかが表れているわけです。今回の問題の本質は、答弁を拒否でも答弁をしなかったでもよいのですが、答弁内容が不十分だったということではなくて、答弁がなかったん</p>

です。これが問題の本質です。答弁がなかったということが陳謝文の中に明確に読み取れないと意味がないと思っています。

例えば案2ですと、前半は「準備を怠り、説明責任を果たさなかった」となっています。これは答弁したけれども答弁が不十分だった、もっとしっかりと準備して答えろよ、と読み取れるわけです。ところが弁明書には、事前通告があったのにそれを調べて事前に準備をして頑張る用意をしたという表現はどこにもありません。事前通告のことは全く書かれていません。このことは非常に重い事実だろうと思います。

さらに案2の後半です。後半は「議事進行に異を唱え、円滑な議事進行を妨げ、議場の秩序を乱した」と書くだけになると、またヤジを言ったの、という話にもなりかねません。答弁云々ではなくてヤジを言ったのか、という話になりかねません。ここで行われたことは、執行部の質問権なんて認めない、だから私は答弁する立場にない、だから答弁しないという主張をされたわけですので、全く議会ルールを無視したということです。その実態とこの表現とはあまりにもかけ離れていると思います。

しかも、今のことは弁明書にはどこにも書いてありません。質問権について、そんなものはないから異議を唱えたけれど、本当は質問権がありましたから私の解釈が間違っていました、とでも書いてあれば、私もここまで主張はしません。しかし、全く弁明書にそんなことは書いていないということは、本人にとって、これは覚悟の上の出来事なのだろうと思います。懲罰特別委員会としても、議会のルールを守るということに対する覚悟を示さないといけないと思いますので、やはり案1を支持しております。

花村委員

振り返りますと、今回の栗津議員の発議は、栗津議員本人も言っているように、職員の皆様を思っていることだということでした。私もそこについては同感でありまして、栗津議員が発議をしたのが、この議案をよりよいものにしていこうという思いでのことです。それに対して、いじめのようという語弊がありますが、数々の質問をすることが私には少しきついなと感じました。したがって、私は案2が適当であると考えます。

藤川委員

提案に対する質問はやはりするべきであって、疑問点を整理した上で賛成するかしないかということは、議員が判断する上で必要なことだと思います。いじめのよう感じられるような質問ではなかったかと思いますが、質問自体は正当な行為であろうと思います。職員のためを思ってこういう発議をしたと栗

	<p>津議員も述べておいででしたが、職員のためを思って質問に答えなかった、職員のためを思って議会のルールを無視したということではないと思います。</p> <p>職員のためを思うというのは、あくまでも提案をしたことに対する議員の主張であって、この議会のルールに則らなかった、議長に異を唱えた、そして事前に通告を受けていた質問に答えなかったというのは、職員を思う気持ちとは全く別物です。ここは議会のルールを守らなかったことに対して厳しい措置をとらなくてははいけないと考えます。</p> <p>栗津議員が職員のためを思ってこの提案をされたということは間違いのないことだと私もそう思っています。栗津議員が職員にとってこれでは不十分ではないかと思って、あるいは職員から聞かれたのかもしれませんが、こういう修正案を出されたと、それは本当に職員のためを思ってされたことだろうと思います。そのことと議会のルールを守るか守らないかは全く別のことで、修正案の内容を踏まえて議論することはやってはいけないことだろうと思います。</p> <p>あと、質問が多岐にわたって非常に多かったと、それに対する印象ということがあるのかもしれませんが、もしこれが、事前通告がない状態、あるいは事前通告がいい加減な文書という状態だったら、そういう心情も分かるのですが、今回の資料には実際の事前通告書も私たちの手元に来ております。それを見させていただきますと、何らかの答弁はできるし、執行部が満足する、あるいは安藤議員が満足する答弁かどうかは分かりませんが、何らかの答弁はできると理解しています。それも、特に執行部については答弁する立場にないということで答弁しなかったということは、かなりルールを無視した問題ある行動だったのだろうと理解しております。</p>
南谷清司委員	<p>栗津議員が職員のためを思ってこの提案をされたということは間違いのないことだと私もそう思っています。栗津議員が職員にとってこれでは不十分ではないかと思って、あるいは職員から聞かれたのかもしれませんが、こういう修正案を出されたと、それは本当に職員のためを思ってされたことだろうと思います。そのことと議会のルールを守るか守らないかは全く別のことで、修正案の内容を踏まえて議論することはやってはいけないことだろうと思います。</p> <p>あと、質問が多岐にわたって非常に多かったと、それに対する印象ということがあるのかもしれませんが、もしこれが、事前通告がない状態、あるいは事前通告がいい加減な文書という状態だったら、そういう心情も分かるのですが、今回の資料には実際の事前通告書も私たちの手元に来ております。それを見させていただきますと、何らかの答弁はできるし、執行部が満足する、あるいは安藤議員が満足する答弁かどうかは分かりませんが、何らかの答弁はできると理解しています。それも、特に執行部については答弁する立場にないということで答弁しなかったということは、かなりルールを無視した問題ある行動だったのだろうと理解しております。</p>
野口委員長	<p>ほかにございますか。</p> <p>〔「平行線や」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>平行線ですが、ご意見があればお伺いさせていただきます。</p> <p>〔「決めつけてまっとするで」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>そう言っても始まりません。決めなければいけません。案1が3名、案2が3名ということです。原委員、皆さんの意見を聞いてどうですか。</p>

原委員	<p>今回の事案は、私自身は看過できないということが根本にあると思っております。議会としての信頼性や、市民に向けての議会の誠実性が試されていると思っておりますので、今回は見過ごすことはできないと考えております。私は案1か2の2択であれば、案1を選択します。</p>
野口委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口委員長	<p>今、原委員が案3だったところを案1か案2のどちらかだと案1ということですので、選択肢二つで採決をとりたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>それでは、案1と案2で採決をとらせていただきます。初めに案1に賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
野口委員長	<p>挙手多数でありますので、案1を陳謝文に決定いたします。議長、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
野口委員長	<p>副議長、何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言なし〕</p>
野口委員長	<p>案1ということで決まりましたので、皆様よろしくお願いたします。これで懲罰特別委員会を閉会いたします。なお、委員長報告は5月臨時議会になろうかと思っております。委員長報告についてはご一任願います。ご苦勞様でございました。</p> <p style="text-align: right;"><b>【閉会＝午後1時59分】</b></p>